

国際交流事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人松翁記念財団(以下「財団」という。)は富山県の国際交流の進展に寄与するため、県内の地方公共団体及び民間国際交流団体等(以下「民間団体等」という。)が行う国際交流事業に対し予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(助成金の交付申請等)

第2条 助成金の交付を受けようとする者は、財団が定める受付期間内に、国際交流事業助成金交付申請書(様式第1号)を財団理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

2. 理事長は特に必要があると認めるときは、前項の申請書の提出時期を変更することができる。

(助成金の交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象事業は、原則として民間団体等が主体となって行う国際交流事業のうち、県内全体の国際交流の推進に有意義で、次の各号の基準に適合する事業とする。

(1) 助成を行うことにより、事業の拡大、充実に期待できると考えられる事業とする。

(2) 原則として、受講料、入場料等の収入で、事業経費が賄える事業は対象外とする。

(3) 一事業主体で、二以上の事業を実施している場合は、原則として一事業のみを対象とする。

(4) 事業費が100万円未満の事業は、対象外とする。

(助成額)

第4条 助成額は、原則として事業費の1/3以内(ただし、特別の事情がある場合は1/2以内)とするが、その額は300万円を超えない範囲内とし、事業内容、他事業とのバランス等を総合的に勘案のうえ決定するものとする。

(助成の決定及び通知)

第5条 理事長は、第2条により申請のあった事業を理事会に諮り、審査・選考し、助成の対象及び助成額を決定するものとする。

2. 理事長は、前項により助成を決定した場合、採否の結果及び助成金額を、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 助成金は、助成決定通知後、原則として事業の実行開始までに交付するものとし、交付の日時は理事長が指定する。

(受給者の義務)

第7条 民間団体等は、理事長から要請があった場合には、助成事業の共催、後援に財団を加える等、当該事業が財団の助成事業であることを明示するものとする。

2 民間団体等は、助成事業を中止若しくは廃止する場合又は事業内容等に重大な変更が生じた場合は、その理由を記載した書面を理事長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

ただし、変更が軽微なものについては、これを省略することができるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 民間団体等は、助成金交付申請を取り下げようとするときは、助成金の交付決定通知を受けた日から起算して30日以内にしなければならない。

(実績報告)

第9条 民間団体等は、助成事業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、事業実績報告書(様式第2号)を理事長に提出しなければならない。助成金等の交付の決定に係る財団の会計年度が終了した場合もまた同様とする。

(交付の取消し等)

第10条 理事長は次の各号のいずれかに該当する場合、助成金交付決定を取り消し、既交付助成金を返還させることができるものとする。

(1) 民間団体等が事業を中止又は廃止した場合。

(2) 民間団体等が予定の期間内に事業を実行できない場合。

(3) 申請書の内容と事実が著しく相違した場合。

(4) 活動中に違法行為があった場合。

(5) 民間団体等が事業実績報告書の提出を怠った場合。

附 則

この要綱は、平成24年度分の助成金から適用する。